

嘉麻市地域防災計画の見直しについて

(改正年月) 令和 7 年 6 月

(今回の見直しに係る主な変更点)

【本編】

1 福岡県防災計画に基づく改定

- ① 避難体制等整備（本編 P80、P82、P163）
 - ・ 公共施設の積極的整備及び所有者不明土地の利用の円滑化
 - ・ 感染症予防
- ② NPO・ボランティア等の育成・強化（本編 P84、P126）
 - ・ 指定避難所の管理・運営体制の整備
- ③ 交通・輸送体制整備（本編 P85）
 - ・ 緊急通行車両・緊急輸送車両の確認等に関する手続き
- ④ デジタル技術の活用（本編 P89～P90、P266）
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成及び被災者台帳の作成
- ⑤ 災害廃棄物処理計画の整備（本編 P100）
 - ・ 民間事業者等の連携・協力のあり方
- ⑥ 被災者支援相談窓口の設置（本編 P154）
 - ・ 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

2 機構改革に基づく改定

- ① 組織体制の見直し（本編 P109、P113、P153、P264）
 - ・ 機構改革に伴う、組織名称の変更など

嘉麻市地域防災計画

令和3年6月

令和7年6月改定

嘉麻市防災会議

	○自主保安体制、事業者相互の協力体制の確立
火薬類	○施設の堅牢性の向上 ○災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保 ○福岡県火薬類保安協会及び（公社）日本煙火協会福岡県支部の緊急出動体制、応援協力体制の充実強化 ○自主保安体制の確立
高圧ガス	○高圧ガス設備の架台、支持脚等の補強 ○防火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務の強化 ○感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性強化 ○ホームのブロック化、ロープ掛等による容器の転倒・転落防止、二段積み防止（多数の容器を取り扱う施設） ○高圧ガス防災協議会、高圧ガス関係保安団体、消防署及び警察署等の関係機関の連携、地域防災体制の充実強化 ○自主保安体制の確立
毒物・劇物	○消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底 ○自主保安体制の確立
放射性物質	○消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○緊急時において放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定する体制の整備 ○自主保安体制の確立

第7 避難体制等整備計画

- 市は、消防団及び関係機関と連携し、災害発生時に円滑な避難が行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、整備、避難路の整備、避難体制の整備、指定緊急避難場所・避難路の周知等を推進する。

1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定、整備

- 市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。
- 市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- 被災者の生活環境を整備するため、あらかじめ必要な措置を講ずる。

(1) 指定緊急避難場所と指定避難所の区分

- 市は、災害から住民等が緊急的に避難する指定緊急避難場所、被災者が一定期間滞在する指定避難所を区分し、一定の基準を満たす施設をあらかじめ指定する。
- 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

■指定避難所の指定基準

- 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること
- すみやかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること
- 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
- 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的安易な場所にあること

(4)福祉避難所の指定

- 市は、市社会福祉協議会と連携し、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するとともに、資機材の確保を推進する。

2 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

(1)連絡手段の整備

- 市は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星携帯電話等の通信機器等の整備に努める。

(2)指定緊急避難場所の設備等の整備

- 指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、**ガス設備**、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

(3)指定避難所の設備等の整備

- 市は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他指定避難所に滞在する被災者の生活環境を整備するほか、施設等の耐震性等の安全性を確保する。
- 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄するよう努める。

■指定避難所の設備等

- 貯水槽、仮設トイレ
- マット、簡易ベッド
- 非常用照明施設、非常用電源、**ガス設備**
- 衛星携帯電話等の通信機器
- テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
- 空調、洋式トイレ等、高齢者等の要配慮者、女性や子育て家庭等の多様なニーズに配慮した施設
- 換気、照明等

3 避難路の整備

- 市は、住民や通勤者等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について、避難路の整備に努める。

■避難誘導体制の検討事項

- 市民や観光客等への避難情報の連絡体制の整備
- 高齢者等の要配慮者避難支援マニュアルの整備
- 安全な避難誘導のため、自主防災組織、関係各課、関係機関等との応援協力体制の整備
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じた住民の理解

(3) 指定緊急避難場所管理体制の整備

- 指定緊急避難場所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数箇所での鍵管理や、住民等関係者・団体との協力体制等を整備する。

(4) 指定避難所の管理・運営体制の整備

- 災害時に避難所運営組織を設立し、住民等による自主運営体制を確立するため、あらかじめ施設管理者、区長、自主防災組織等と協力して男女共同参画の視点等への共通認識を深め、災害時における指定避難所の開設・運営を円滑に行うための体制について検討するとともに、その訓練を実施する。
- 避難所開設・運営マニュアルの作成・啓発を行い、各指定避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努め、指定避難所となり得る民間施設等の管理者に対しても可能な範囲において協力を求める。運営マニュアルの作成に当たっては、男女共同参画の視点に基づく指針を明示する。
- 行政区、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営の支援体制についての協力関係を構築する。
- 市及び各避難所の指定運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

■指定避難所の開設・運営に関する事項

- 門・建物の鍵等の管理を施設管理者、市、地域代表の間で明確化し、施設管理体制を整備する。
- 避難者カード等、避難所運営に必要な書類を整備する。

5 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の周知

- 災害時に的確な避難が行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した際は公示するとともに、住民に対し、広報紙への掲載、ハザードマップ等の配布、誘導標識の設置、避難訓練、自主防災組織等を通じて、指定緊急避難場所・指定避難所・避難路等の周知を図る。

6 多様な避難状況の把握

(1) 車中泊・テント泊等の避難状況の把握

- 市は、指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう、指定避難所以外の避難実態を把握し、指定避難所以外の避難者についても支援する。

(2) 避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

- 市は、自主防災組織、自治会等の住民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。

7 学校、病院等における避難計画

- 学校、社会福祉施設、病院等の施設管理者は、消防法第8条に基づき作成する消防計画等に、避難に関する計画を作成するなど、避難対策の万全を図る。
- 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、適切な避難対策を図る。

第8 交通・輸送体制整備計画

1 緊急通行車両・緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認等に関する手続

- 福岡県知事又は福岡県公安委員会は、災害発生後又は災害発生前において、災害対策基本法施行令第33条第1項又は第2項の規定に基づく確認を実施するものとする。
- 市は、市有車両等災害時に使用する車両について、緊急通行車両の確認届出書を県公安委員会に提出する。
- 標章及び証明書を適正に保管するとともに標章及び証明書の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、すみやかに標章及び証明書の返還、変更の申請を行う。

※資料編 2-12 市有車両

※資料編 12-1 緊急通行車両事前届出書

※資料編 12-2 緊急車両以外の車両通行止め標示

※資料編 12-3 緊急通行車両通行標章

※資料編 12-4 緊急通行車両確認証明書

※資料編 12-6 通行止情報一覧

2 輸送車両等の確保

- 市は、災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送事業者や燃料事業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。
- 避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3 物資集積拠点の整備

- 物資集積拠点について、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法についてあらかじめ検討する。
- 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結し、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用する。
- 市は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び広域物資輸送拠点（県）・地域内輸送拠点（市）について指定・点検し、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送拠点の耐震性の確保に配慮する。

を通じて、救出・救助方法の習熟や体制整備の支援を行う。

- ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業事業者団体等と協定を締結するなど連携を図る。

2 消防団の活動能力の向上

- 消防団への教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たせるよう、教育訓練を推進する。

3 要配慮者に対する救出救護体制の整備

- 市は、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

4 医療機関との連携体制の整備

- 市及び消防本部は、医療行為を行う医療機関と連携した救出・救助を行うため、連携体制の整備を図る。

第12 要配慮者安全確保体制整備計画

- 市は、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等）の安全を確保するため、平時から、消防団、自主防災組織等の防災関係機関や、平時から避難行動要支援者と接している市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、平時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図る。

1 在宅の要配慮者対策

(1) 要配慮者の所在の把握と避難行動要支援者名簿の作成

- 市は、災害時にすみやかに要配慮者の安否を確認し、避難誘導するため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考とし、個人情報取り扱いに十分配慮しながら、要配慮者の中でも特に避難支援を要する者を対象として、所在の把握や情報の共有化に資する避難行動要支援者名簿を作成する。
- 避難行動要支援者名簿について定めるべき事項については、嘉麻市災害時要援護者支援プランにおいて名簿記載の対象者、対象者の個人情報の収集・共有方法等の必要な事項を定める。
- 避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることを踏まえ、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。
- 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- 市は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

■避難行動要支援者名簿に記載する対象者

○介護保険の要介護者（要介護認定3以上）	○視覚障がい者
○身体障がい者（身体障がい者手帳2級以上）	○聴覚障がい者
○知的障がい者（療育手帳A1）	○その他生活の実態等から支援が必要と認めら
○精神障がい者（精神保健福祉手帳1級）	れる人

■避難行動要支援者名簿に記載する事項

○氏名	○指定緊急避難場所・指定避難所
○住所	○情報伝達方法
○年齢・生年月日	○支援時の留意事項
○性別	○緊急連絡先（氏名、電話番号）
○電話番号	○避難支援等実施者（氏名、住所、電話番号）
○避難支援等を必要とする事由	○その他市長が必要と認める事項
○その他の連絡先情報提供同意の有無	

■避難行動要支援者名簿の利用・提供等

情報の収集	○市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 ○市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。
名簿情報の利用	○市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
名簿情報の提供	○市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、民生委員・児童委員、自主防災組織（行政区）、市消防団、市社会福祉協議会、嘉麻警察署、飯塚消防署（嘉麻分署）その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。 ○上記により提供する名簿情報に記載する事項は、氏名、住所、年齢、生年月日、性別、電話番号その他の連絡先、その他市長が必要と認める事項とする。 ○市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
名簿情報を提供する場合における配慮	○市は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
秘密保持義務	○名簿情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 個別避難計画の作成

- 市は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成に努める。
- 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

3 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 災害廃棄物の処理要領への習熟と処理体制の整備

- 市は、災害廃棄物の処理要領・内容に習熟するとともに、災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）を適正に処理するために必要な体制を整備する。
- 市は、短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、**災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業所等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。**選定の基準は次のとおりとする。

■災害廃棄物の仮置場選定の基準

- 他の応急対策活動に支障がない場所
- 環境衛生に支障がない場所
- 搬入に便利な場所
- 分別、焼却、最終処分を考慮して便利な場所

(2) 応援協力体制の整備

- し尿・ごみ・災害廃棄物の収集処理を委託する事業者や、応援を求める事業者、団体等と協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。
- し尿・災害廃棄物の処理については、処理施設を有する他市町村との協力体制を整備する。

第18 複合災害予防計画

- 市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

1 職員・資機材の投入判断

- 市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行う。
- 複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請する。

2 訓練の実施

- 市は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第19 業務継続計画の策定

- 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続性の確保を図らなければならない。

■嘉麻市災害対策本部組織図

災害対策本部			対策部（部長）	班（班長）	主たる担当課
本部会議委員	本部長	市長	総務対策部 部長 総務課長 副部長 人事秘書課長	本部班 班長 防災対策課長 副班長 班長が定める者	人事秘書課 防災対策課
	副本部長	副市長		情報班 班長 デジタル戦略課 副班長 総合政策課	総務課 デジタル戦略課 人事秘書課 財政課 管財課 総合政策課 交通政策課
	本部長付	教育長 消防団長		財政班 班長 財政課長 副班長 会計課長	企画財政課 会計課
	本部員	防災対策課長		受援班 班長 人事秘書課長 副班長 交通政策課長	人事秘書課 総合政策課 交通政策課 産業振興課
	本部員	総務課長 人事秘書課長 議会事務局長 情報班長 避難所班長 各対策部長 本部長が定める者		庶務班 班長 監査委員事務局長 副班長 議会事務局長	総務課 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局
災害警戒本部			市民環境対策部 部長 環境課長 副部長 市民課長	被害調査班 班長 税務課長 副班長 市民地域振興課長	税務課 市民課 環境課
警戒本部会議委員	本部長	副市長		市民・ボランティア班 班長 市民課長 副班長 市民サービス課長	人権・同和対策課 各市民サービス課
	副本部長	総務課長		環境衛生班 班長 環境課長 副班長 人権・同和対策課長	
	本部長付	消防団長	保健福祉対策部 部長 福祉事務所長 副部長 高齢者介護課長	要配慮者対策班 班長 高齢者介護課長 副班長 保護課長	健康課 子育て支援課 高齢者介護課 社会福祉課 こども育成課 生活支援課
	本部員	防災対策課長 人事秘書課長 情報班長 避難所班長 各対策部長 本部長が定める者		保健医療班 班長 健康課長 副班長 子育て支援課長	
				被災者支援班 班長 社会福祉課長 副班長 こども育成課長	
			産業建設対策部 部長 土木課長 副部長 農林振興課長	産業班 班長 産業振興課長 副班長 班長が定める者	農林振興課 産業振興課 農業委員会事務局
				建設班 班長 土木課長 副班長 農林振興課長	農林振興課 土木課
				住宅班 班長 住宅課長 副班長 班長が定める者	住宅課
				水道班 班長 水道局長 副班長 班長が定める者	水道局
				避難所班 班長 生涯学習課長 副班長 スポーツ推進課長	教育総務課 教育施設課 生涯学習課 スポーツ推進課 男女共同参画推進課
			教育対策部 部長 教育総務課長 副部長 生涯学習課長	教育班 班長 学校教育課長 副班長 班長が定める者	教育総務課 学校教育課 生涯学習課

対策部	班	主たる担当課	時期区分			主たる業務
			初動	応急	復旧	
産業建設 対策部	被災者支援班				●	義援金、支援金、見舞金、弔慰金、災害援助金等に関する事
					●	被災者生活再建支援法に係る事務に関する事
					●	被災者支援の取りまとめに関する事
	産業班	農林振興課	●	●	●	災害用備蓄物資等の緊急輸送に関する事
		産業振興課		●	●	食料の確保、供給に関する事
		農業委員会事務局		●	●	炊き出しの実施及び支援に関する事
	建設班	農林振興課	●	●	●	緊急輸送路の確保に関する事
		土木課	●	●	●	国道、県道の被災に係る道路管理者との連絡調整に関する事
			●	●	●	市道、農道、林道の災害対応に関する事
			●	●	●	排水樋門、頭首工、ため池、用排水施設等の管理に関する事
	住宅班	住宅課		●	●	被災建築物、被災宅地応急危険度判定に関する事
					●	災害応急仮設住宅の建設に関する事
					●	応急仮設住宅への入居手続きに関する事
					●	みなし仮設住宅に関する事
	水道班	水道局	●	●	●	水道施設の災害対応に関する事
			●	●		応急給水に関する事
教育対策部	避難所班	教育総務課	●	●	●	避難所の開設、管理運営、閉鎖に関する事
		教育施設課	●	●	●	避難所運営マニュアルに関する事
		生涯学習課				
		スポーツ推進課				
		男女共同参画推進課				
	教育班	教育総務課	●			児童生徒、教職員の安全管理、健康管理、心のケアに関する事
		学校教育課		●		学用品の支給に関する事
		生涯学習課		●		文化財に係る災害対応に関する事

■市の市災害ボランティアセンターへの支援

- 市災害ボランティアセンターの場所（登録場所、コーディネーター会議室、事務室、控室）の提供
- 市災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- 資機材等（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）の提供
- ボランティアの飲料水、食料、物資等の調達
- 必要に応じボランティアへの宿泊場所等の確保・提供
- 市職員の派遣
- 被災状況についての情報提供
- その他必要な事項

4 連絡調整等

- ボランティアの活動支援を必要とする班は、市災害ボランティアセンターに要望等を的確に伝える。
- 市災害ボランティアセンターは、市民・ボランティア班及び福岡県災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、情報や活動拠点を提供するとともに、活動内容等を関係者と積極的に共有するものとする。
- 本部班は、県災害対策本部へ情報を提供する。

5 ボランティアへの協力要請

- 市災害ボランティアセンターは、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数等のニーズを把握する。また、ボランティアのニーズに関する情報を、福岡県NPO・ボランティアセンターや報道機関、HP等を通じて公表する。

■参加・協力を要請するボランティア団体

- | | |
|---------|----------------------|
| ○赤十字奉仕団 | ○大学生等の学生・生徒 |
| ○行政区 | ○教職員 |
| ○青年団 | ○災害救助活動に必要な専門技能を有する者 |
| ○市民団体 | ○その他各種ボランティア団体 |

6 ボランティアへの対応

- 市災害ボランティアセンターは、ボランティアコーディネーター等と連携し、ボランティアを必要としている各活動へ地域ボランティアを配置する。
- 関係各班は、各活動地点においてボランティアが的確に対応できるよう調査を行う。
- ボランティアが被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知、伝達するよう努める。

■災害ボランティアの活動分野

- | |
|---------------------------------|
| ○避難所運営の手助け、飲料水・食料・生活必需品の配給、炊き出し |
| ○物資集積拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送） |
| ○高齢者、障がい者等の介護補助 |
| ○被災者の話し相手・励まし |
| ○被災者家屋等の清掃活動 |
| ○市災害ボランティアセンター運営の補助 |
| ○女性、子育て家庭に対する支援 |
| ○その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な作業 |

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

1 報道機関への要請

(1) 放送要請

- 市民・ボランティア班は、各班から報道機関へ依頼すべき広報内容を受け付け、次の場合、災害時における放送要請に関する協定に基づき、県を通じて災害に関する通知・伝達・要請・警告等の放送要請を行う。ただし、緊急かつやむを得ない場合は各放送局へ直接要請を行う。

■放送要請の内容

要請先	○県又は緊急かつやむを得ないときは、日本放送協会（北九州放送局）、RKB毎日放送㈱、㈱テレビ西日本、九州朝日放送㈱、㈱福岡放送、㈱TVQ九州放送、㈱エフエム福岡、㈱CR OSS FM、ラブエフエム国際放送㈱の各放送局へ直接要請する
要請事由	災害が発生し、又は発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合 ○事態が切迫し、避難指示等や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ○通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要請内容	○放送要請の理由 ○放送事項 ○放送を行う日時及び放送系統 ○その他必要な事項

(2) 取材自粛の要請

- 情報班は、報道機関に対し、指定避難所等においてプライバシーを侵害するおそれのある取材等の自粛を要請する。

2 報道機関への情報提供と対応

- 情報班は、報道機関に対しては、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。その際、記者発表に必要な準備を行うとともに、情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図る。

■記者発表の方法

発表者	内容
本部長、副本部長 又は防災対策課長	○災害の種別、発生場所、日時、状況 ○災害応急対策の状況等

第3 関係機関による広報

- 関係機関は、災害が発生したとき、次の内容について広報活動を行う。

■関係機関による広報内容

機関	広報内容
警察署	避難、交通規制、二次災害発生防止
九州電力㈱	被害状況、復旧情報
NTT西日本㈱	通信の途絶、利用の制限
西部ガス	ガスの供給状況、使用時の注意、避難時の注意
交通機関その他	被害状況、復旧情報、運行状況

第4 広聴活動

1 相談窓口の設置

- 市民・ボランティア班は、市民からの問い合わせ、苦情や要望、生活相談に対応し、また、それらの解決を目的として、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、被災者が容易に支援制度を知ることができる被災者相談窓口を設置する。

2 対応事項

- 被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。
- 市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取を行い応急対策に反映させる。

■対応事項

- 搜索依頼の受け付け
- 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- 罹災証明書の発行
- 埋葬許可証の発行
- 各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- 女性のための相談
- 健康相談
- その他相談事項

- 平時より、これらを収容した非常袋を用意しておくよう啓発に努める。
- 自動車等による避難及び家財の持出し等は危険なので極力避けるようにする。

■携帯品等の目安

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料、飲料水、携帯電話、充電器、バッテリー、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

3 要配慮者の誘導

- 在宅の要配慮者の避難は、原則として自ら行うが、避難支援が必要な場合は、地域の自主防災組織又は要配慮者対策班又は消防班が車両等を用いて移送する。
- 施設入所者は、施設管理者が車両等を用いて移送する。要配慮者対策班又は消防班は、必要に応じて車両等の手配など支援を行う。

第4 広域的避難者の受入れ

- 本部班及び関係各班は、市外被災地の災害規模が甚大で、被災地である市町村から区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて広域的避難者の受入れ体制を整えるとともに、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

第5 指定避難所の開設

1 指定避難所の開設

- 指定避難所は、原則的に本部長が指定した避難所のうちから選定する。
- 指定避難所の開設は、あらかじめ指定された職員が実施する。緊急に指定避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員が実施する。
- 状況に応じて応急的に施設管理者、区長等が開設することができる。
※災害救助法による避難所の供与は、県地域防災計画等を参照する。

※資料編 2-6 指定避難所

2 指定避難所の追加指定

- 本部班は、指定避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮したうえで、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に指定避難所として位置づけることができる。
- 市域の指定避難所で収容力が不足するときは、県又は近隣市町村へ指定避難所の開設を要請する。

3 自主避難への対応

- 市が開設する指定避難所とは別に、市民が自主避難するときは、行政区等が開設する自治公民館（地区避難所）等を使用する。

4 避難者の受入れ（感染症対策等）

- 避難者や避難運営に従事される方の避難所での感染予防・感染拡大防止のため、施設管理者

第2節 被災者等の生活再建等の支援計画

項目	担当
第1 生活相談	市民課、市民サービス課、関係各課
第2 罹災証明の発行	税務課、防災対策課、市民サービス課
第3 雇用機会の確保	産業振興課
第4 義援金品の受付及び配分	社会福祉課
第5 災害弔慰金等の支給	社会福祉課、生活支援課
第6 生活資金の確保	社会福祉課、市社会福祉協議会
第7 郵便事業の支援措置	郵便局
第8 租税の減免等	税務課、関係各課
第9 住宅復興資金の融資	住宅課
第10 災害公営住宅の建設等	住宅課

第1 生活相談

- 県は、県民情報センター、保健福祉環境事務所等に災害関連の総合相談窓口を設置する。また、必要に応じて、指定避難所、庁舎その他適当な場所においても、総合的な情報提供及び相談窓口を設置する。
- 市は、災害時における市民からの問い合わせや要望に対応するため、生活相談を実施するとともに、相談窓口の設置をした場合は、関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮する。なお、詳細については、第3章 第6節「広報・広聴計画」による。
- 精神科医療機関等と協力し、被災者や要配慮者の精神面を支援するため、カウンセリング等の必要な措置を行う。さらに、必要な情報資料を作成し、市への提供を依頼する。

1 生活相談

- 市は、災害時における市民からの様々な問い合わせや要望に迅速かつ的確に対応するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 相談所の設置

- 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じて広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

(2) 情報提供等

- 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。
- 相談窓口では、市の対策だけでなく総合的に情報提供を行うとともに、必要に応じて的確な担当窓口への誘導を図る。
- 他の市町村に避難した被災者に対しても、市は避難先の市町村と連携・協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

- 被害の程度が上記の基準に満たない一部損壊においても、市長が認めるものについては被害認定を行うものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなもの等は除く。

2 罹災証明の発行

- 市は、被災者から、罹災証明の申請が行われた場合は、被災者台帳により確認のうえ、遅滞なく罹災証明書を発行する。被災者台帳及び被害調査等により客観的に判断できないときは、被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対する証明書を発行し、申請者の立証資料（証明書等）を基に客観的に判断できるときは、罹災証明書を発行する。
- 罹災証明の範囲は、次のとおり災害対策基本法第2条第1号に規定する災害とする。

■罹災証明の範囲

○全壊	○大規模半壊	○中規模半壊	○半壊	○準半壊	○一部損壊
-----	--------	--------	-----	------	-------

3 被害届出証明書の発行

- 市は、被害調査等により災害との因果関係や被害の程度が客観的に判断できないときは、被害届出があったことを証明する（被害の事実は証明しない）。
- 市は、被災者からの被害届出に対し、必要に応じて被害届出証明書を発行して対応する。

■被害届出証明書・罹災証明書の担当及び証明の範囲

税務課、防災対策課、 市民サービス課	○家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊等
消防本部	○火災による焼損等

※資料編 14-1 罹災証明申請書

※資料編 14-2 罹災証明書

※資料編 14-3 被害届出兼証明書

4 被災者台帳の整備

- 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(1) 記載事項

- 被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

■被災者台帳の記載事項

○氏名、出生の年月日、男女の別、住居又は居所
○住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
○援護の実施の状況
○要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
○電話番号その他の連絡先、罹災証明書の交付の状況
○市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
○上記の提供を行った場合は、その旨及び日時
○被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
○その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

嘉麻市地域防災計画

—本 編—

(令和 3 年 6 月)

(令和 7 年 6 月改定)

編集・発行 嘉麻市防災会議
事務局 嘉麻市防災対策課
〒820-0292
福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1
TEL 0948-42-7417
FAX 0948-42-7098

【資料編】

- ① 嘉麻市地域防災計画（資料編）1-1 嘉麻市の風水害状況、1-2 国内の地震災害状況への追記。
- ② 嘉麻市地域防災計画（資料編）1-4 重要水防箇所（河川）、1-5 災害危険河川区域、1-10 急傾斜地崩壊危険区域、1-12 道路危険箇所、1-14 崩壊土砂流出危険地域、1-18 土砂災害（特別）警戒区域において、福岡県地域防災計画 災害危険箇所編（R6 年 3 月改定分）掲載内容に更新。
- ③ 嘉麻市地域防災計画（資料編）2-1 嘉麻市防災行政無線において、掲載内容の変更。
- ④ 嘉麻市地域防災計画（資料編）3-3 嘉麻市災害対策本部組織図、3-4 嘉麻市災害対策本部分掌事務において、掲載内容の変更。

災害発生日		災害名称種別	人的被害			建 物 被 害				耕 地 被 害	
年	月／日		死者・行方不明者 (人)	負傷者 (人)	罹災世帯 (世帯)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	流失埋没 (ha)	冠水 (ha)
H18	9/17～18	台風第13号	死者 1	重傷 2 軽傷 69	17	2	1,658 一部 120		5	3.0	
H21	7/24～8/6	平成21年7月中国・九州北部豪雨	10	重傷 9 軽傷 9	1,522	13	11 一部 70	1,319	4,157	93.1	1,763.5
H24	7/3～5	大雨	死者 1		56	5	3 一部 6	48	411	2.0	82.0
H24	7/13～8/6	平成24年7月九州北部豪雨	死者 4	重傷 8 軽傷 9	1,583	70	432 一部 117	1,085	4,678	445.3	3,347.2
H26	8/21～22	大雨	死者 1		41			40	75	4.6	
H28	6/22～25	大雨	死者 1		1		一部 2		3		1.0
H29	7/5～	平成29年7月九州北部豪雨	死者 37 行方不明者 2	重傷 12 軽傷 9	1,131	277	831 一部 39	22	597	42.0	9.0
H30	7/2～	台風第7号	死者 1	軽傷 6			一部 68				
H30	7/5～	大雨	死者 3	重傷 8 軽傷 7	1,378	19	230 一部 159	929	2,461	138.0	971.0
R1	8/26～	大雨	死者 1	軽傷 1	154	6	24 一部 27	120	349	0.0124	155.0
R2	7/5～7/31	令和2年7月豪雨	死者 2	重傷 7 軽傷 4	1,991	14	997 一部 1,215	648	1,383	10.0	3,315.0

(福岡県主要自然災害被害統計(昭和20年以降))

死者・行方不明者1名以上又は床下浸水2,000件以上のいずれかを抜粋

西暦	発 生 年 月 日	M	震央地名・地震名	人の被害	物の被害	最大 震度	津波
2016	H28.12.28	6.3	茨城県北部	負 2	住家半壊1棟 住家一部破損25棟	6弱	
2017	H29.6.25	5.6	長野県南部	負 2	住家全壊1棟 住家一部破損30棟	5強	
2017	H29.7.1	5.1	胆振地方中東部	負 1		5弱	
2017	H29.7.11	5.3	鹿児島湾	負 1	住家一部破損3棟	5強	
2017	H29.10.6	5.9	福島県沖	負 1		5弱	
2018	H30.4.9	6.1	島根県西部	負 9	住家全壊16棟 住家半壊58棟 住家一部破損556棟 非住家56棟	5強	
2018	H30.9.6	6.7	胆振地方中東部	死43 負782	住家全壊469棟 住家半壊1,660棟 住家一部破損13,849棟 非住家2,490棟	7	
2019	H31.1.3	5.1	熊本県熊本地方	負 4	住家一部破損60棟	6弱	
2019	H31.2.21	5.8	胆振地方中東部	負 6	住家一部破損19棟	6弱	
2019	R1.5.10	6.3	日向灘	負 3		5弱	
2019	R1.5.25	5.1	千葉県北東部	負 1		5弱	
2019	R1.6.18	6.7	山形県沖	負 43	住家半壊28棟 住家一部破損1,580棟	6強	
2019	R1.8.4	6.4	福島県沖	負 1	住家一部破損1棟	5弱	
2020	R2.3.13	5.5	石川県能登地方	負 2		5強	
2020	R2.6.25	6.1	千葉県東方沖	負 2		5弱	
2020	R2.9.4	5	福井県嶺北	負 13		5弱	
2020	R2.12.21	6.3	青森県東方沖	負 1		5弱	
2021	R3.2.13	7.3	福島県沖	死 1 負 187	住家全壊69棟 住家半壊729棟 住家一部破損19,758棟	6強	
2021	R3.3.20	6.9	宮城県沖	負 11	住家一部破損2棟	5強	
2021	R3.5.1	6.8	宮城県沖	負 4		5強	
2021	R3.10.6	5.9	岩手県沖	負 3	住家一部破損1棟	5強	
2021	R3.10.7	5.9	千葉県北西部	負 49	建物火災1件	5強	
2021	R3.12.3	5.4	紀伊水道	負 5	住家一部破損2棟	5弱	
2022	R4.1.22	6.6	日向灘	負 13	住家一部破損1棟	5強	
2022	R4.3.16	7.4	福島県沖	死 4 負 247	住家全壊217棟 住家半壊4,556棟 住家一部破損52,162棟	6強	
2022	R4.6.19	5.4	石川県能登地方	負 7	住家一部破損62棟	6弱	
	R4.6.20	5				5強	
2022	R4.11.9	4.9	茨城県南部	負 1		5強	
2023	R5.5.5	5.9	能登半島沖	死 1 負 52	住家全壊40棟 住家半壊313棟 住家一部破損3,073棟	5強	
2023	R5.5.11	5.2	千葉県南部	負 8	住家一部破損77棟	5強	
2023	R5.6.11	6.2	苫小牧沖	負 1		5弱	
2024	R6.1.1	7.6	石川県能登地方	死 592 負 1,395	住家全壊6,520棟 住家半壊23,600棟 住家一部破損134,520棟	7	80cm
2024	R6.3.15	5.8	福島県沖	負 4		5弱	
2024	R6.4.2	6	岩手県沿岸北部	負 2		5弱	
2024	R6.4.17	6.6	豊後水道	負 14	住家半壊8棟 住家一部破損370棟	6弱	
2024	R6.8.8	7.1	日向灘	負 14	住家全壊1棟 住家半壊4棟 住家一部破損266棟	6弱	51cm
2024	R6.8.9	5.3	神奈川県西部	負 3	住家一部破損7棟	5弱	
2025	R7.1.13	6.6	日向灘	負 4	住家一部破損2棟	5弱	

(気象庁HP(気象統計情報))

人の被害と物の被害は総務省消防庁による。

番号	河川名	地先名	左右岸別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
105	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/500～40/710	210	越水 B	積み土俵
106	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/710～40/750	40	越水 B	積み土俵
107	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/750～40/880	130	越水 B 基礎地盤漏水 B	シート張り・ 積み土俵・ 釜段工
108	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/880～41/050	170	越水 B	積み土俵
109	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	41/050～41/100	50	越水 B	積み土俵
110	遠賀川	嘉麻市西郷地先 嘉麻市貞月地先	右	43/200～45/100	1,900	堤体漏水 B 43/200 ～ 44/000 (法崩れ)	シート張り
111	遠賀川	嘉麻市貞月地先	右	45/100～45/300	200	越水 B、 堤体漏水 B	シート張り・ 積み土俵
112	遠賀川	嘉麻市貞月地先 嘉麻市大隈町地先	右	45/500～45/700	200	越水 B	積み土俵
113	遠賀川	嘉麻市大隈町地先 嘉麻市中益地先	右	46/700～47/100	400	越水 B	積み土俵
114	遠賀川	嘉麻市中益地先	右	47/300～47/500	200	越水 B	積み土俵

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

重要水防区域(Aランク)＜構造物＞

令和2年4月現在

番号	河 川 名	名 称	地先名	左右岸別	位 置	備 考
3	遠賀川	上西郷橋	嘉麻市	—	45/110	許可工作物
4	遠賀川	火渡橋	嘉麻市	—	47/700	許可工作物

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

重要水防区域(Bランク)＜構造物＞

令和2年4月現在

番号	河 川 名	名 称	地先名	左右岸別	位 置	備 考
29	遠賀川	茶屋ノ元橋	嘉麻市	—	36/680	許可工作物
30	遠賀川	新宮前橋	嘉麻市	—	38/100	許可工作物
31	遠賀川	宮前橋	嘉麻市	—	38/440	許可工作物
32	遠賀川	岩崎橋	嘉麻市	—	39/270	許可工作物

番号	河川名	名称	地先名	左右岸別	位置	備考
33	遠賀川	中江橋	嘉麻市	—	40/110	許可工作物
34	遠賀川	田中橋	嘉麻市	—	40/730	許可工作物
35	遠賀川	中河原橋	嘉麻市	—	41/560	許可工作物
36	遠賀川	東口橋	嘉麻市	—	42/200	許可工作物
37	遠賀川	原田橋	嘉麻市	—	42/770	許可工作物
38	遠賀川	光代橋	嘉麻市	—	43/470	許可工作物
39	遠賀川	大隈橋	嘉麻市	—	45/780	許可工作物
40	遠賀川	上河原橋	嘉麻市	—	46/870	許可工作物

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

重要水防区域(要注意)＜構造物＞

令和2年4月現在

番号	河川名	名称	地先名	左右岸別	位置	備考
18	遠賀川	岩崎第1陸閘	嘉麻市岩崎	左	39/136	
19	遠賀川	岩崎第2陸閘	嘉麻市岩崎	左	39/200	
20	遠賀川	岩崎第3陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/238	
21	遠賀川	岩崎第5陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/262	
22	遠賀川	岩崎第4陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/320	
23	遠賀川	岩崎第6陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/322	
24	遠賀川	岩崎第7陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/433	

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-5 災害危険河川区域

令和6年4月現在

級別	水系	河川名	左右岸別	延長(m)	位置		
					市郡	大字	キ口杭位置
一	遠賀川	遠賀川	右	90	嘉麻市	大隈	0K520～0K610
一	遠賀川	遠賀川	左	80	嘉麻市	馬見	1K300～1K380
一	遠賀川	遠賀川	左	80	嘉麻市	上	2K270～2K350
一	遠賀川	遠賀川	右	80	嘉麻市	宮吉	2K650～2K730
一	遠賀川	遠賀川	左	280	嘉麻市	宮吉	3K270～3K550 天神橋上流

級別	水系	河川名	左右岸別	延長(m)	位置		
					市郡	大字	キロ杭位置
一	遠賀川	遠賀川	左	150	嘉麻市	普門寺	2K210～2K360 普門寺橋下流
一	遠賀川	遠賀川	左	270	嘉麻市	桑野	5K070～5K340
一	遠賀川	遠賀川	右	200	嘉麻市	桑野	5K250～5K450
一	遠賀川	遠賀川	左	30	嘉麻市	桑野	5K320～5K350
一	遠賀川	遠賀川	左	150	嘉麻市	千束野	5K450～5K600 仙道橋下流
一	遠賀川	遠賀川	左右	230	嘉麻市	千束野	5K790～6K020 千束橋下流
一	遠賀川	遠賀川	左	40	嘉麻市	添ヶ倉	6K860～6K900 添ヶ倉橋下流
一	遠賀川	泉河内川		150	嘉麻市	嘉穂才田	7K540～7K690
一	遠賀川	泉河内川		50	嘉麻市	嘉穂才田	7K690～7K740
一	遠賀川	山田川	左	350	嘉麻市	岩崎	0K100～0K450
一	遠賀川	山田川	右	135	嘉麻市	鴨生	0K600～0K735
一	遠賀川	山田川	左	135	嘉麻市	岩崎	1K330～1K465
一	遠賀川	山田川	左	135	嘉麻市	岩崎	1K935～2K070
一	遠賀川	山田川	右	135	嘉麻市	平	2K510～2K645
一	遠賀川	山田川	右	170	嘉麻市	下山田	5K630～5K800
一	遠賀川	山田川	右	90	嘉麻市	下山田	5K840～5K930
一	遠賀川	山田川	左	70	嘉麻市	上山田	7K920～7K990
一	遠賀川	山田川	右	100	嘉麻市	上山田	8K200～8K300 小夜橋付近
一	遠賀川	千手川	右	180	嘉麻市	下臼井	1K200～1K380 西口橋上・下流
一	遠賀川	千手川	左右	290	嘉麻市	大力	7K420～7K710 新井出井堰下流
一	遠賀川	千手川	左	60	嘉麻市	大力	7K710～7K770 新井出井堰～ハルダ井
一	遠賀川	千手川	右	120	嘉麻市	大力	7K980～8K100 利三井堰上流
一	遠賀川	千手川	左	220	嘉麻市	大力	8K760～8K980 上の原井堰下流

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-10 急傾斜地崩壊危険区域

令和2年4月現在

区域名	所在地 (嘉麻市)	指定面積(ha)	指定年月日	告示番号
白門	山野字白門	1.04	S45.3.28	262
立石	下山田字矢の浦	1.0901	S54.4.12	541
猿尾田	下山田字猿尾田	0.4179	S54.8.28	1272
新原	下山田字ムタダ	0.2175	S54.8.28	1272
大和	上山田字西川	0.6066	S54.10.25	1604
昭和	上山字猪ノ鼻	0.3044	S56.2.24	247
神幸	下山田字杉町	0.2495	S58.1.18	75
長野	下山田字岩穴, 大柳	0.4004 0.591	S58.7.28 H3.3.29	1245 635
西新	下山田字吉庵	0.1005 1.3337	S59.3.13 S63.9.20	333 1462
柿ノ木	上山田字柿ノ木	0.1058 0.23	S59.7.10 S60.12.13	1037 1820-3
蛭子(2)	上山田字蛭子	1.3636 0.0894 0.3029	S59.9.18 S62.7.4 H9.3.3	1364 1004 345
西郷	西郷	0.282	H3.2.27	383
柿の木	上山田	0.4878	H4.5.20	912
櫨ノ木	上山田, 下山田	0.536	H5.3.19	525
新原(2)	下山田	0.3065 0.4743	H5.3.19 H8.2.9	525 249
井ノ浦	西郷字井ノ浦	0.1998 0.272	H6.1.12 H6.12.16	100 2174
市ヶ坂	岩崎字市ヶ坂	0.171	H7.9.20	1612
下臼井西	下臼井字木屋ノ谷	0.1779	H8.1.10	58
政所	上山田字熊ヶ畑	0.2377	H8.3.25	568
新原	下山田字新原	0.2665	H8.3.25	568
尾浦	上山田字尾浦	0.1924	H10.2.25	367
中央(2)	上山田字サワラテ	1.087 0.3579	H10.6.19 H26.2.21	1048 108
蛭子(3)	上山田	0.4888 0.5687	H10.7.1 H15.2.7	1113 225
柿ノ木(2)	山田柿ノ木	0.2662	H11.7.9	1176
寺谷	下山田字安国寺	0.4117	H12.10.13	1552
迫浦	下山田	0.9918	H13.12.26	2089
中央(三)	上山田	1.7889	H14.5.1	717
石ヶ崎	下山田字ウナブシ	1.5576	H20.3.31	553
一丁五反	千手字一丁五反	0.6367	H24.3.28	529
東岩崎	岩崎字鍛冶屋	0.2001	H26.4.25	413
上山田	上山田字木城	0.6246	H26.6.13	540
西新(2)	下山田字寺ノ谷、字門前、字安国寺	0.9013	H27.1.6	1
五反田	下山田字ムタダ	0.4528	H28.10.4	728
木屋ノ谷	下臼井字木屋ノ谷、字堤ヶ谷、字古賀ノ谷			

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

(人工斜面Ⅱ)

令和2年4月現在

箇所番号	箇所名	所在地 (嘉麻市)		地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜 面	高さ (m)		種類	数	種類	数
208-Ⅱ-007A	新原(a)	下山田	新原	30	50	17	4				
208-Ⅱ-022A	大谷(c)	上山田	大谷	70	40	40	4				
208-Ⅱ-034A	百々浦	上山田	西川	50	70	10	4			市町村道	50
208-Ⅱ-060A	赤池-3	赤池	—	45	55	13	2				
208-Ⅱ-064A	井手ノ本(a)	熊ヶ畑	井手ノ本	80	45	15	2				
208-Ⅱ-066A	井手ノ本(b)	熊ヶ畑	井手ノ本	60	50	15	3				
208-Ⅱ-075A	白木-2	白木	—	75	60	12	1				
422-Ⅱ-002A	976	山野	町	70	45	6	1				
424-Ⅱ-013A	977	嘉徳才田	才田	80	50	6	2				
424-Ⅱ-024A	978	小野谷	永天	60	60	10	4				
424-Ⅱ-035A	中野	桑野	中野	80	50	30	2				

注)所在地については、市において一部修正している

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-12 道路危険箇所

令和6年4月現在

道路 種別	路線名	所在地 (嘉麻市)	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
一国	211号	桑野	K211A010	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
一国	211号	桑野	K211A020	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
一国	211号	桑野	K211A030	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
一国	211号	桑野	K211A040	防災カルテ	落石崩壊	取壊し、モルタル吹付け
一国	211号	桑野	K211A070	要対策	落石崩壊	法面整形、ストーンガード
一国	211号	桑野	K211E020	防災カルテ	土石流	土砂撤去
一国	211号	桑野	K211F005	防災カルテ	盛土	ブロック補修
一国	211号	桑野	K211F010	要対策	盛土	張ブロック
一国	211号	桑野	K211F020	防災カルテ	盛土	張ブロック
一国	211号	桑野	K211F030	防災カルテ	盛土	り枠工
一国	211号	桑野	K211F050	防災カルテ	盛土	り枠工
一国	211号	桑野	K211F055	防災カルテ	盛土	ブロック補修
一国	211号	桑野	K211F060	防災カルテ	盛土	法枠工
一国	211号	桑野	K211F070	防災カルテ	盛土	法枠工
一国	211号	桑野	K211G010	防災カルテ	擁壁	裏込め注入工
一国	211号	桑野	K211G020	防災カルテ	擁壁	アンカー工
一国	211号	添生	K211G060	防災カルテ	擁壁	基礎部注入工
一国	322号	上山田サワラデ	K322A010	要対策	落石崩壊	落石防止鋼
一国	322号	大隈	K322A035	防災カルテ	落石崩壊	落石防護工
一国	322号	大隈	K322A050	防災カルテ	落石崩壊	落石防止棚
一国	322号	大隈	K322A060	防災カルテ	落石崩壊	落石防止棚
一国	322号	大力	K322A080	要対策	落石崩壊	落石防護工
一国	322号	大隈	K322A084	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一国	322号	大隈	K322A086	要対策	落石崩壊	擁壁工
一国	322号	上山田	K322A510	防災カルテ	落石崩壊	
一国	322号	上山田	K322A520	防災カルテ	落石崩壊	
一国	322号	下山田	K322A530	防災カルテ	落石崩壊	
一国	322号	下山田	K322A540	要対策	落石崩壊	
一国	322号	下山田	K322A550	要対策	落石崩壊	
一国	322号	下山田	K322A560	要対策	落石崩壊	

道路 種別	路線名	所在地 (嘉麻市)	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
一国	322号	下山田	K322A570	防災カルテ	落石崩壊	
一国	322号	上山田サワラテ	K322B010	防災カルテ	岩盤崩壊	擁壁
一国	322号	上山田	K322F010	防災カルテ	盛土	裏込材料・舗装工
一国	322号	上山田	K322F019	防災カルテ	盛土	裏込材料・舗装工
一国	322号	上山田	K322F020	防災カルテ	盛土	プレキャスト法枠工
一国	322号	上山田	K322F510	防災カルテ	盛土	
一国	322号	下山田	K322F520	防災カルテ	盛土	
一国	322号	嘉穂才田	K322G010	防災カルテ	擁壁	法枠工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A040	防災カルテ	落石崩壊	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A050	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A055	要対策	落石崩壊	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A085	防災カルテ	落石崩壊	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A100	要対策	落石崩壊	法枠工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A105	防災カルテ	落石崩壊	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A110	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A120	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A200	防災カルテ	落石崩壊	落石防護工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A210	防災カルテ	落石崩壊	吹付け工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A227	防災カルテ	落石崩壊	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A230	防災カルテ	落石崩壊	吹付けモルタル取壊し、 モルタル吹付け
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A240	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F025	防災カルテ	盛土	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F030	防災カルテ	盛土	裏込材料・舗装工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F033	要対策	盛土	法面保護工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F035	防災カルテ	盛土	法面保護工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F050	防災カルテ	盛土	法面保護工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F060	防災カルテ	盛土	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F070	防災カルテ	盛土	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F080	要対策	盛土	法面保護工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F090	防災カルテ	盛土	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A010	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付け
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A020	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付け
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A025	防災カルテ	落石崩壊	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A040	防災カルテ	落石崩壊	重力擁壁、落石防護棚
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A070	防災カルテ	落石崩壊	現場打ち吹付け法枠
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A080	防災カルテ	落石崩壊	重力擁壁、落石防護棚
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A090	防災カルテ	落石崩壊	現場打ち吹付け法枠
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A100	防災カルテ	落石崩壊	重力擁壁、落石防護棚
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A110	防災カルテ	落石崩壊	吹付け工
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A120	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付け
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A130	防災カルテ	落石崩壊	現場打ち吹付け法枠
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A132	防災カルテ	落石崩壊	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A134	防災カルテ	落石崩壊	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A135	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
主地	田川桑野	桑野	K067A137	防災カルテ	落石崩壊	
主地	田川桑野	桑野	K067A139	要対策	落石崩壊	
主地	田川桑野	桑野	K067A140	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
主地	田川桑野	桑野普門寺	K067A150	防災カルテ	落石崩壊	落石防止鋼
主地	田川桑野	桑野普門寺	K067A160	防災カルテ	落石崩壊	重力擁壁、落石防止鋼
主地	田川桑野	桑野田出原	K067A170	防災カルテ	落石崩壊	重力擁壁、落石防止鋼
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067F010	防災カルテ	盛土	張りブロック

道路種別	路線名	所在地 (嘉麻市)	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067F012	防災カルテ	盛土	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067F014	防災カルテ	盛土	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067F016	防災カルテ	盛土	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067F018	防災カルテ	盛土	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067F020	防災カルテ	盛土	現場打法枠、アンカー工
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067F025	防災カルテ	盛土	
主地	田川桑野	熊ヶ畑山下	K067F030	防災カルテ	盛土	コンクリート枠工
主地	田川桑野	桑野普門寺	K067F040	防災カルテ	盛土	盛土、プレキャスト法材
一県	宮小路・中益	馬見	K440A010	要対策	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	熊ヶ上山田	熊ヶ畑	K441A010	防災カルテ	落石崩壊	吹付け取壊し、モルタル吹付け
一県	原田上山田	馬見	K442A001	防災カルテ	落石崩壊	
一県	原田上山田	馬見	K442A005	防災カルテ	落石崩壊	
一県	原田上山田	上	K442A010	防災カルテ	落石崩壊	吹付け取壊し、モルタル吹付け
一県	原田上山田	横谷	K442A015	防災カルテ	落石崩壊	
一県	原田上山田	上	K442A025	防災カルテ	落石崩壊	吹付け取壊し、モルタル吹付け
一県	原田上山田	大隈	K442A030	防災カルテ	岩盤崩壊	現場打ち吹付け法枠
一県	原田上山田	大隈	K442B010	要対策	岩盤崩壊	モルタル吹付け
一県	原田上山田	大隈	K442B020	要対策	岩盤崩壊	吹付とりこわし、モルタル吹付
一県	原田上山田	山田	K442B040	防災カルテ	岩盤崩壊	モルタル吹付

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

番号	所在地 (嘉麻市)	保全対象			危険度 ランク	備考
	大字	人家数	公共施設 (道路除く)	道路		
227-145	泉河内	10		県	B	
227-146	泉河内	1		県	C	
227-147	泉河内	2		県	C	
227-148	泉河内	6		県	C	
227-149	泉河内	5		県	C	
227-150	泉河内	2		他	C	
227-151	泉河内	1		他	C	
227-152	泉河内	2		他	C	
227-153	泉河内	1		他	C	
227-154	泉河内	3		他	C	
227-155	泉河内	3		他	C	
227-156	泉河内	1		県	C	
227-157	泉河内	2		県	C	
227-158	東畑	7		他	C	
227-159	泉河内	1		他	C	
227-160	泉河内	1		他	C	
227-161	泉河内	4		県	C	
227-162	泉河内	3		県	C	
227-163	泉河内	1		県	C	

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-14 崩壊土砂流出危険地区

(国有林)

令和2年4月現在

番号	所在地 (嘉麻市)	保全対象				備考
		人家数 (戸)	公共施設		道路	
			種類	数量		
227-1	下山田	70			国	
227-2	上山田	70			市	
227-3	上山田	90			市	
227-4	熊ヶ畑	15			県	
227-5	熊ヶ畑	25			市	
227-6	熊ヶ畑	35			市	
227-7	大隈	70			国	
227-8	桑野	40			国	
227-9	桑野	40			国	
227-10	桑野	25			国	

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

(民有林)

令和6年4月現在

番号	所在地 (嘉麻市)	保全対象			危険度ランク	備考
		人家数	公共施設 (道路除く)	道路		
227-001	下山田	17		県	B	
227-002	下山田	5		他	C	
227-003	上山田	14		他	A	
227-004	熊ヶ畑	10		県	A	
227-005	熊ヶ畑	8		他	C	
227-006	熊ヶ畑	6		県	A	

1-18 土砂災害(特別)警戒区域

(集計表)

令和7年3月現在

市町村名	県土整備 事務所	土石流		急傾斜		地すべり		計		指定日
		土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	
嘉麻市 (旧嘉穂町)	飯塚	78	73	94	94	1	0	173	167	H23.3.16
嘉麻市 (旧山田市)	飯塚	37	36	173	167	2	0	212	203	H24.3.30
嘉麻市 (旧嘉穂町)	飯塚	0	0	3	3	0	0	3	3	H24.3.30
嘉麻市 (旧嘉穂町) 解除	飯塚	0	0	-1	-1	0	0	-1	-1	H24.12.18
嘉麻市 (旧嘉穂町)	飯塚	0	0	1	1	0	0	1	1	H24.12.18
嘉麻市 (旧稲築町)	飯塚	8	7	101	100	0	0	109	107	H25.3.22
嘉麻市 (旧碓井町)	飯塚	8	7	31	22	0	0	39	29	H26.1.7
嘉麻市 (旧山田市)	飯塚	0	0	2	0	0	0	2	0	H27.12.22
嘉麻市 (旧山田市) 解除	飯塚			-3	-3			-3	-3	H30.1.30
嘉麻市 (旧山田市)	飯塚			2	2			2	2	H30.1.30
嘉麻市 (旧嘉穂町) 解除	飯塚			-1	-1			-1	-1	H30.1.30
嘉麻市 (旧嘉穂町)	飯塚			1	1			1	1	H30.1.30
嘉麻市 (旧稲築町) 解除	飯塚			-1	-1			-1	-1	R2.6.16
嘉麻市 (旧山田市) 解除	飯塚	-1	-1					-1	-1	R2.6.16
嘉麻市 (旧山田市)	飯塚	1						1	0	R2.6.16
嘉麻市 (旧山田市)	飯塚					1		1	0	R3.6.18
嘉麻市 (旧山田市) 解除	飯塚			-1	-1			-1	-1	R4.1.14
嘉麻市 (旧山田市)	飯塚			1	1			1	1	R4.1.14
嘉麻市 (旧稲築町)	飯塚			-1	-1			-1	-1	R6.6.18

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

2-1 嘉麻市防災行政無線

令和7年1月現在

1 親局設備 60MHz帯(10W)

種別	呼出名称	設置場所(常置)	
		名称	所在地 (嘉麻市)
固定局	ぼうさいかまし	嘉麻市役所	岩崎1180-1

2 基地局設備 400MHz帯(0.5W)

陸上移動局携帯型(5W)

種別	分団	配備先	番号	備考
移動局	本部分団	本部分団長	かましぼうさい121	
		本部分団	かましぼうさい150	
			かましぼうさい151	
	第1分団	分団長	かましぼうさい162	
		上山田分隊	かましぼうさい122	
			かましぼうさい123	
		下山田分隊	かましぼうさい124	
			かましぼうさい125	
		熊ヶ畑分隊	かましぼうさい126	
			かましぼうさい127	
		大橋分隊	かましぼうさい128	
			かましぼうさい129	
	第2分団	分団長	かましぼうさい115	
		山野分隊	かましぼうさい134	
			かましぼうさい135	
		岩崎分隊	かましぼうさい136	
			かましぼうさい137	
		口春分隊	かましぼうさい140	
			かましぼうさい141	
		漆生分隊	かましぼうさい144	
			かましぼうさい145	
	第3分団	分団長	かましぼうさい131	
		鴨生分隊	かましぼうさい138	
			かましぼうさい139	
		平分隊	かましぼうさい142	
			かましぼうさい143	
		鴨生町分隊	かましぼうさい146	
			かましぼうさい147	
	第4分団	分団長	かましぼうさい132	
		飯田分隊	かましぼうさい112	
			かましぼうさい165	
		上臼井分隊	かましぼうさい114	
			かましぼうさい166	
		下臼井分隊	かましぼうさい116	
			かましぼうさい117	
	第5分団	分団長	かましぼうさい133	
		中益分隊	かましぼうさい164	
		大隈町分隊	かましぼうさい156	
			かましぼうさい157	
		牛隈分隊	かましぼうさい158	
			かましぼうさい159	

種別	分団	配備先	番号	備考
移動局	第6分団	分団長	かましぼうさい148	
		桑野分隊	かましぼうさい172	
		宮吉分隊	かましぼうさい152	
			かましぼうさい153	
		馬見分隊	かましぼうさい154	
			かましぼうさい155	
		椎木分隊	かましぼうさい118	
	第7分団	分団長	かましぼうさい149	
		九郎原分隊	かましぼうさい119	
		泉河内分隊	かましぼうさい167	
		千手分隊	かましぼうさい160	
			かましぼうさい161	
	稲築	防災対策課	かましぼうさい163	課内
			かましぼうさい120	課内
			かましぼうさい130	課内
			かましぼうさい110	課内
			かましぼうさい111	課内
			かましぼうさい171	課内
			かましぼうさい113	課内
			かましぼうさい169	課内
			かましぼうさい168	課内
			かましぼうさい170	課内
			かましぼうさい173	
			かましぼうさい174	
			かましぼうさい175	
			かましぼうさい176	

3-3 嘉麻市災害対策本部組織図

災害対策本部			対策部(部長)		班(班長)		主たる担当課	
本部会議委員	本部長	市長	総務対策部 部長 総務課長 副部長 人事秘書課長		本部班	防災対策課長 班長が定める者	人事秘書課	
	副本部長	副市長			班長		防災対策課	
	本部長付	教育長 消防団長			情報班		総務課	
	本部員	防災対策課長 総務課長 人事秘書課長 議会事務局長 情報班長 避難所班長 各対策部長 本部長が定める者			班長		デジタル戦略課長	デジタル戦略課
					副班長		総合政策課長	人事秘書課
			財政課					
			管財課					
災害警戒本部							総合政策課	
警戒本部会議委員	本部長	副市長			財政班	財政課長	財政課	
	副本部長	総務課長			班長	会計課長	会計課	
	本部長付	消防団長			副班長			
	本部員	防災対策課長 人事秘書課長 情報班長 避難所班長 各対策部長 本部長が定める者			受援班	人事秘書課長	人事秘書課	
					班長	交通政策課長	総合政策課	
					副班長		交通政策課	
							産業振興課	
					庶務班		総務課	
					班長	監査委員事務局長	議会事務局	
					副班長	議会事務局長	監査委員事務局	
							選挙管理委員会事務局	
			市民環境対策部 部長 環境課長 副部長 市民課長		被害調査班		税務課	
					班長	税務課長	市民課	
					副班長	市民サービス課長	環境課	
					市民・ボランティア班		人権・同和对策課 各市民サービス課	
					班長	市民課長		
					副班長	市民サービス課長		
					環境衛生班			
					班長	環境課長		
					副班長	人権・同和对策課長		
			保健福祉対策部 部長 福祉事務所長 副部長 高齢者介護課長		要配慮者対策班		健康課	
					班長	高齢者介護課長	子育て支援課	
					副班長	生活支援課長	高齢者介護課	
					保健医療班		社会福祉課	
					班長	健康課長	こども育成課	
					副班長	子育て支援課長	生活支援課	
					被災者支援班			
					班長	社会福祉課長		
					副班長	こども育成課長		
			産業建設対策部 部長 土木課長 副部長 農林振興課長		産業班		農林振興課	
					班長	産業振興課長	産業振興課	
					副班長	班長が定める者	農業委員会事務局	
					建設班		農林振興課	
					班長	土木課長	土木課	
					副班長	農林振興課長		
					住宅班		住宅課	
					班長	住宅課長		
					副班長	班長が定める者		
					水道班		水道局	
					班長	水道局長		
					副班長	班長が定める者		
			教育対策部 部長 教育総務課長 副部長 生涯学習課長		避難所班		教育総務課	
					班長	生涯学習課長	教育施設課	
					副班長	教育施設課長	生涯学習課	
							スポーツ推進課	
							男女共同参画推進課	
					教育班		教育総務課	
					班長	学校教育課長	学校教育課	
					副班長	班長が定める者	生涯学習課	
			消防対策部 部長 消防団長 副部長 消防副団長		消防班		消防団	
					班長	消防団長	防災対策課	
					副班長	消防副団長		

対策部	班	主たる担当課	時期区分			主たる業務
			初動	応急	復旧	
保健福祉対策部	要配慮者対策班	健康課	●			避難行動要支援者の避難支援に関すること
		子育て支援課	●	●	●	福祉避難所の管理運営に関すること
		高齢者介護課	●	●	●	一般避難所における要配慮者の生活支援に関すること
	保健医療班	社会福祉課	●	●	●	災害対応における保健医療対策に関すること
		こども育成課	●	●	●	医療機関との連絡調整に関すること
		生活支援課	●	●	●	在宅避難者の保健医療に関すること
			●	●	●	医療救護の派遣要請に関すること
	被災者支援班				●	義援金、支援金、見舞金、弔慰金、災害援助金等に関すること
					●	被災者生活再建支援法に係る事務に関すること
					●	被災者支援の取りまとめに関すること
産業建設対策部	産業班	農林振興課	●	●	●	災害用備蓄物資等の緊急輸送に関すること
		産業振興課		●	●	食料の確保、供給に関すること
		農業委員会事務局		●	●	炊き出しの実施及び支援に関すること
	建設班	農林振興課	●	●	●	緊急輸送路の確保に関すること
		土木課	●	●	●	国道、県道の被災に係る道路管理者との連絡調整に関すること
			●	●	●	市道、農道、林道の災害対応に関すること
			●	●	●	排水樋門、頭首工、ため池、用排水施設等の管理に関すること
	住宅班	住宅課		●	●	被災建築物、被災宅地応急危険度判定に関すること
					●	災害応急仮設住宅の建設に関すること
					●	応急仮設住宅への入居手続きに関すること
					●	みなし仮設住宅に関すること
	水道班	水道局	●	●	●	水道施設の災害対応に関すること
			●	●		応急給水に関すること
教育対策部	避難所班	教育総務課	●	●	●	避難所の開設、管理運営、閉鎖に関すること
		教育施設課	●	●	●	避難所運営マニュアルに関すること
		生涯学習課				
		スポーツ振興課				
		男女共同参画推進課				
	教育班	教育総務課	●			児童生徒、教職員の安全管理、健康管理、心のケアに関すること
		学校教育課		●		学用品の支給に関すること
消防対策部	消防班	消防団	●			応急救助、捜索に関すること
		防災対策課	●			災害広報に関すること
			●			避難誘導、避難支援に関すること
各部共通		全課等	●			職員の安否確認及び動員配備に関すること
			●			所管施設の被害調査及び応急対応に関すること
			●	●	●	災害対策本部との情報共有及び連絡調整に関すること
			●	●	●	対策部内及び対策部間の相互応援に関すること

備考

時期区分(おおむねの目安)の「初動」は災害発生から2日目まで、「応急」は3日目から7日目まで、「復旧」は8日目以降の対応を示す。